



山形県公報

令和元年8月13日(火)
第29号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……385
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……386

告 示

山形県告示第233号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年8月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ウエルランド	悠々暮らし会 米沢市城北一丁目8番32号	福祉用具貸与	令和元. 8. 1
株式会社ウエルランド	悠々暮らし会 米沢市城北一丁目8番32号	特定福祉用具販売	同

山形県告示第234号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年8月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ウエルランド	悠々暮らし会 米沢市城北一丁目8番32号	介護予防福祉用具貸与	令和元. 8. 1
株式会社ウエルランド	悠々暮らし会 米沢市城北一丁目8番32号	特定介護予防福祉用具販売	同

山形県告示第235号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営山王原地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称

県営山王原地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

飯豊町役場

3 縦覧に供する期間

令和元年8月13日から同年9月10日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営黒井堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月13日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営黒井堰地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

高島町役場及び南陽市役所

3 縦覧に供する期間

令和元年8月13日から同年9月10日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。